奈良市屋外広告物及び掲出物件の安全点検実施要項

(目的)

第1条 この要項は、奈良市屋外広告物等に関する条例(以下「条例」という。)第30条 第1項に定める点検義務の規定に基づき広告主、管理者、所有者又は占有者が実施する 点検について、奈良市屋外広告物等に関する条例施行規則(以下「規則」という。)第1 7条第1項の規定に基づく点検の方法及び規則第18条の規定に基づく点検結果の報告 の方法を定めることで、屋外広告物及び掲出物件の安全性を確保し、もって公衆に対す る危害の防止に資することを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この要項において使用する用語は、条例において使用する用語の例によるほか、 次の当該各号の定義に従うものとする。
 - (1) 安全点検 屋外広告物及び掲出物件について、損傷、変形、腐食等に関する異常及 び不具合の有無を調査し、保守又は修理等の措置が必要かどうかの判断を行い、点検 記録を作成することをいう。
 - (2) 点検資格者 条例第30条第2項、及び同項に基づき規則第17条第4項に定める 者をいう。

(適用範囲)

第3条 この要項は、規則第17条第2項に掲げる屋外広告物又は掲出物件を除くすべて の屋外広告物又は掲出物件に適用する。

(安全点検の実施)

- 第4条 広告主、管理者、所有者又は占有者は、屋外広告物又は掲出物件について、別表 第1に掲げる点検箇所及び点検項目に応じて、目視、打診等の適切な方法により安全点 検を実施するものとする。ただし、規則第17条第3項で定める屋外広告物又は掲出物 件については、点検資格者に点検させなければならない。
- 2 広告主、管理者、所有者又は占有者は、地震や台風などの災害発生時には、直ちに屋 外広告物及び掲出物件の目視点検を行うものとする。

(改善等の実施)

第5条 広告主、管理者、所有者又は占有者は、前条の規定に基づく安全点検により異常 を把握した場合は、条例第29条に規定する管理義務により、早急に補修等の処置をと った上で、改善計画を立て、速やかに改善工事を行う等して安全性を確保しなければな らない。

(安全点検報告書の作成)

- 第6条 広告主、管理者、所有者又は占有者は、第4条の規定に基づく安全点検を実施した場合は、安全点検報告書(別記様式)を作成するものとする。
- 2 広告主、管理者、所有者又は占有者は、前項により作成した安全点検報告書について、 当該屋外広告物及び掲出物件を撤去するまでの間、保管しなければならない。

(点検結果の報告)

- 第7条 既設の屋外広告物若しくは掲出物件を使用して条例第13条の規定による許可を 受けようとする者、条例第18条第1項の規定による許可を受けようとする者又は許可 の期間満了後に係る条例第19条第1項の規定による許可を受けようとする者は、次の 各号に定めるものを添付することにより、安全点検の結果を市長に報告しなければなら ない。
 - (1) 屋外広告物又は掲出物件ごとに作成した安全点検報告書
 - (2) 屋外広告物又は掲出物件ごとのカラー写真及び安全点検により異常があり、改善した場合は、改善前後のカラー写真)
 - (3) 点検資格者による点検を要する屋外広告物又は掲出物件については、安全点検を実施した点検資格者の資格を証する書類の写し
- 2 安全点検は、許可申請の受理日の前6ヶ月以内を目安に実施するものとする。 (補則)
- 第8条 この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、令和4年7月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

点検箇所	点検項目				
基礎部・上部構造	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき				
	2	基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき			
	3	鉄骨のさび発生、塗装の老朽化			
支持部	1	鉄骨接合部(溶接部・プレート)の腐食、変形、隙間			
	2	鉄骨接合部(ボルト、ナット、ビス)のゆるみ、欠落			
取付部	1	アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形			
	2	溶接部の劣化、コーキングの劣化等			
	3	取付対象部 (柱・壁・スラブ)・取付部周辺の異常			
広告板	1	表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落			
	2	側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損			
	3	広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり			
照明装置	1	照明装置のゆるみ、不点灯、不発光			
	2	照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水			
	3	周辺機器の劣化、破損			
その他	1	付属部材(装飾、振れ止め棒、鳥よけ等)の腐食、破損			
	2	避雷針の腐食や損傷、避雷針取付部の異常			
	3	その他			

安全点検報告書(点検物件 No.

年	月	E

(あて先) 奈良市長

申請者	住 所
	氏 名
	電話番号
/ Mr. 1	

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

屋外広告物・掲出物件の点検結果を下記のとおり報告します。なお、報告内容は事実に相違ありません。

	広告物の 重類	屋上広告物 ・ 壁面広告物 ・ 塀及び垣広告物 ・ 電柱広告物 ・ 広告塔					告塔 •	広告板 ・ アー	チ広告	- 物		
設置	量場所											
設置	設置高さ m 設置年月日			設置年月日		年 月	月 日 点検年月日			年	月	日
点検者		氏 名				電話	番号					
		住 所				資格の有無**			有 • 無			
点検 箇所		点検項目				該当無 の場合	異常の 有無	異常の)評価	改善の概要		
上基	1 上部構	上部構造全体の傾斜、ぐらつき				該当無	有·無	経過観察	• 要改善	改善済•改善予定(年	月)
部機部	2 基礎の)クラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき				該当無	有·無	経過観察	・要改善			
造・	3 鉄骨の	さび発生、塗	装の老朽	化		該当無	有・無	経過観察•要改善				
支持						該当無	有・無	経過観察・要改善		改善済・改善予定(年	月)
部	2 鉄骨接	妾合部 (ボルト、ナット、ビス) のゆるみ、欠落				該当無	有・無	経過観察	•要改善			
取	1 アンカ・	アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形				該当無	有・無	経過観察	• 要改善	改善済・改善予定(年	月)
付部	2 溶接部	接部の劣化、コーキングの劣化等				該当無	有・無	経過観察	•要改善			
БÞ	3 取付対	対象部(柱・壁・スラブ)・取付部周辺の異常				該当無	有・無	経過観察	• 要改善			
広	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落				該当無	有・無	経過観察	•要改善	改善済・改善予定(年	月)	
告板	2 側板、	表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損				該当無	有・無	経過観察	•要改善			
1/2	3 広告板	板底部の腐食、水抜き孔の詰まり				該当無	有·無	経過観察	•要改善			
照	1 照明装	置のゆるみ、	不点灯、	下発 光		該当無	有・無	経過観察	• 要改善	改善済・改善予定(年	月)
明装	2 照明装	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水				該当無	有・無	経過観察	・要改善			
置	3 周辺機	3 周辺機器の劣化、破損				該当無	有・無	経過観察	・要改善			
そ	1 付属部	1 付属部材(装飾、振れ止め棒、鳥よけ等)の腐食、破損				該当無	有・無	経過観察	・要改善	改善済・改善予定(年	月)
の他	2 避雷針	誓針の腐食や損傷、避雷針取付部の異常				該当無	有・無	経過観察	・要改善			
	3 その他	その他					有・無	経過観察	• 要改善			

[※] 資格を有する者は、屋外広告物点検技能講習を修了した者とする。

(裏面につづく)

備考1 点検に係る屋外広告物又は掲出物件が複数ある場合、原則、屋外広告物又は掲出物件ごとに報告書を作成すると ともに、全景写真に No.表示し、報告書と整合させてください。

備考2 添付書類

- ①点検した屋外広告物又は掲出物件ごとのカラー写真
- ②点検により異常があり、改善した場合は、改善前後のカラー写真
- ③点検資格者による点検の場合は、点検資格者の資格を証する書類の写し
- 備考3「異常の有無」が有の場合、「異常の評価」欄において、「経過観察」または「要改善」を記入してください。
 - ○「経過観察」は、改善が次回継続許可申請時以降で良い場合のみ経過観察とし、それ以外の場合は、要改善を記入 してください。
 - ○「要改善」の場合、「改善の概要」欄に、「改善済」または「改善予定」を記入し、改善概要を記入すること。
- 備考4 安全点検は、許可申請の受理日の前6ヶ月以内を目安に実施すること。